令和5年度

日向市財政健全化判断比率及び 資金不足判断比率審査意見書

日向市監査委員

発日監第126号 令和6年8月26日

日向市長 西村 賢 様

日向市監査委員 門 脇 功 郎

日向市監査委員 畝 原 幸 裕

令和5年度日向市財政健全化判断比率及び資金不足判断比率 審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を 記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

			頁
第1	審査の対象		1
第2	審査の期間		1
第3	審査の方法		1
第4	審査の結果		1
1	算定対象会計		2
2	健全化判断比率	× ······	3
	(1) 実質赤字比	······································	4
	(2) 連結実質赤	字比率	5
	(3) 実質公債費	比率	6
	(4) 将来負担比	率	7
3	資金不足比率		8
第5	まとめ …		9

凡 例

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、財政課 提出資料による。
- 2 表中の増減率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示している。
- 3 「ポイント」は、前年度の比率との比較である。
- 4 各表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「0.0」・・・・・・・ 該当数値はあるが、単位未満のもの

「 △ 」 ・・・・・・ マイナス

「一」・・・・・・ 該当数値のないもの

「皆増」 ・・・・・・ 前年度に該当数値がなく、全額増加したもの

「皆減」 ・・・・・・ 当年度に該当数値がなく、全額減少したもの

令和5年度 日向市財政健全化判断比率及び資金不足判断比率 審査意見

第1 審査の対象

1 令和5年度 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 令和5年度 資金不足比率

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月31日から令和6年8月26日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

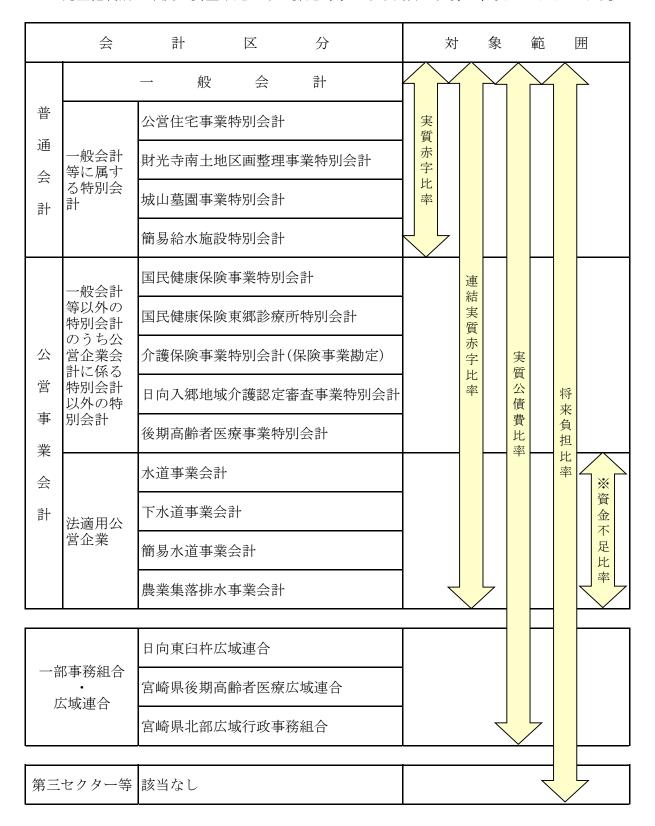
第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。



※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	令和5年度	令和4年度	増減	早期健全化基準(※)	財政再生 基準(※)
実質赤字比率		— (△ 4.46)	— (0.55)	12. 68	20.00
連結実質赤字比率			— (△ 1.24)	17. 68	30.00
実質公債費比率	10.9	11. 0	△ 0.1	25. 0	35.0
将来負担比率	34.8	30. 4	4. 4	350. 0	

⁽注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「-」で表示した。各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値は無い。

実質公債費比率は 10.9%で、前年度に比べ 0.1ポイント低下している。

将来負担比率は34.8%で、前年度に比べ4.4ポイント上昇している。

それぞれの比率については、国の示す基準である早期健全化基準・財政再生基準を下回っている。

【早期健全化基準(※)・財政再生基準(※)とは】

- ・ 地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」「財政再生基準」の 2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・ 健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を 経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・ 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められる ときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

実質収支額は 6億4,444万円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めている。

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増	減
	3) 🛆	△ 3.91 △	4. 46	0. 55

(単位:千円・%)

		ত	\wedge		実	質 収	支 額	
		区	分		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
		般	会	計	636, 236	724, 398	△ 88, 162	△ 12.2
	一般会	会計等に	属する特	前别会計	8, 202	8, 106	96	1.2
般	公	営住宅	事業 特	別会計	7, 217	3, 275	3, 942	120. 4
会計	財光	寺南土地区區	画整理事業 特	特別会計	378	4, 373	\triangle 3, 995	△ 91.4
等	城	山墓園	事業 特	別会計	446	204	242	118.6
	簡	易給水力	施設特	別会計	161	254	△ 93	△ 36.6
	合	1	† (A	7)	644, 438	732, 504	△ 88,066	△ 12.0
	標準	財政規	. 模 (E	3)	16, 467, 653	16, 398, 292	69, 361	0.4

標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すものである。

(単位:千円・%)

		区	,	分		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
標	準	税	収 入	. 額	等	10, 461, 080	9, 710, 176	750, 904	7. 7
普	通	交	付	税	額	5, 898, 438	6, 420, 643	△ 522, 205	△ 8.1
臨日	時財	政 対 🕏	传 債 発	行 可	能 額	108, 135	267, 473	△ 159, 338	△ 59.6
	合計	十 (標達	準財政 規	模)		16, 467, 653	16, 398, 292	69, 361	0.4

標準財政規模は、前年度に比べ 6,936万円 (0.4%) 増加している。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化した ものであり、比率は次の算式による。

連結実質収支額は 32億3,162万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めている。

(単位:%)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
参考比率 ((A) + (B)) / (C)	△ 19.62	△ 18.38	△ 1.24

(単位:千円・%)

	区	分			よ適用企業につい		
		<i>J</i> 3		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
	般	会	計	636, 236	724, 398	△ 88, 162	△ 12.2
	公営住	三宅事業特.	別会計	7, 217	3, 275	3, 942	120. 4
一般会計 等に属す	財光寺 業特別	南土地区 会計	画整理事	378	4, 373	△ 3, 995	△ 91.4
る特別会 計	城山墓	夏園事業特.	別会計	446	204	242	118.6
	簡易約	計水施設特	別会計	161	254	△ 93	△ 36.6
一般会計	計	建康保険事		136, 264	153, 134	△ 16,870	△ 11.0
以外の特 別会計の	特別会	1 1 . 1		760	799	△ 39	△ 4.9
うち公営 企業に係		以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 り り り り り り り り り	別会計	318, 495	267, 055	51, 440	19. 3
る特別会 計以外の		、郷地域介	護認定審	0	0	0	_
会計	後期高 会計	· 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	事業特別	10, 110	10, 610	△ 500	△ 4.7
小		計 (A	Y)	1, 110, 067	1, 164, 102	△ 54,035	△ 4.6
	水道事	業会計		1, 401, 913	1, 263, 875	138, 038	10. 9
法適用企	下水道	事業会計		311, 048	270, 371	40, 677	15. 0
業	簡易水	《道事業会	計	193, 332	131, 835	61, 497	46. 6
	農業集	[落排水事]	業会計	215, 260	184, 697	30, 563	16. 5
小		計 (I	3)	2, 121, 553	1, 850, 778	270, 775	14. 6
合	計	(A) +	(B)	3, 231, 620	3, 014, 880	216, 740	7. 2
標準	財政	規模	(C)	16, 467, 653	16, 398, 292	69, 361	0.4

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化したものであり、比率は次の算式による。

(元利償還金A + 準元利償還金B) - (特定財源C + 元利 償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額D)

実質公債費比率 =

標準財政規模E - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政 需要額算入額D

実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減	
実質公債費比率	10.9	11. 0	\triangle 0.	1

(単位:千円・%)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
元利償還金	Α	3, 445, 132	3, 616, 107	3, 615, 500
準元利償還金	В	600, 057	664, 170	658, 458
A + B 合 計		4, 045, 189	4, 280, 277	4, 273, 958
特定財源	С	155, 889	166, 246	170, 561
元利償還金・準元利償還金 に係る基準財政需要額算入 額	D	2, 404, 658	2, 541, 924	2, 548, 843
C + D 合 計		2, 560, 547	2, 708, 170	2, 719, 404
標準財政規模	Е	16, 467, 653	16, 398, 292	16, 661, 117
実質公債費比率(単年度)		10. 55708	11. 34574	11. 01562

(単位:%)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実 質 公 債 費 比 率	10.9	11. 0	10. 7
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	6. 6	6. 6
全国市町村(平均値)の比率	(未算定)	5. 5	5. 5
県内市町村(平均値)の比率	(未算定)	7. 2	7. 1

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債) や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

将来負担額A - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に 係る基準財政需要額算入見込額) B

将来負担比率 =-

標準財政規模 C - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D

将来負担比率は、次のとおりである。

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減	
将来負担比率	34.8	30. 4	4	4. 4

(単位:千円・%)

区分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
将来負担額 A	39, 545, 225	41, 186, 375	△ 1,641,150	△ 4.0
充当可能財源 B	34, 641, 279	36, 963, 832	\triangle 2, 322, 553	△ 6.3
充当可能基金額	10, 780, 321	11, 357, 472	△ 577, 151	△ 5.1
特定財源見込額	937, 929	1, 070, 471	△ 132, 542	△ 12.4
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	22, 923, 029	24, 535, 889	△ 1,612,860	△ 6.6
A - B 合計	4, 903, 946	4, 222, 543	681, 403	16. 1
標準財政規模 C	16, 467, 653	16, 398, 292	69, 361	0.4
元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額 D 算入額	2, 404, 658	2, 541, 924	△ 137, 266	△ 5.4
C - D 合計	14, 062, 995	13, 856, 368	206, 627	1.5

(単位:%)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
将来負担比率	34. 8	30. 4	40.8
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	12. 7	18. 0
全国市町村(平均値)の比率	(未算定)	8.8	15. 4
県内市町村(平均値)の比率	(未算定)	0.0	0. 9

3 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と 比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

比率は次の算式による。

 資金不足比率
 =
 資金の不足額(A)

 事業規模(B)

- (A) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てる為に起こした 地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
- (B) = 営業収益の額 受託工事収益の額

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減	経 営 健 全 化 基 準 (※)
水道事業会計	_	_	_	
下水道事業会計	_	_	_	20.0
簡易水道事業会計	_	_	_	20. 0
農業集落排水事業会計	_	_	_	

全ての公営企業会計で、資金の不足額は生じていない。

【経営健全化基準(※)とは】

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値であり、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

水道事業会計 (単位:千円)

	区			分		令和5年度	令和4年度	増減額
資	金	剰	余	額	Α	1, 401, 913	1, 263, 875	138, 038
事	業		規	模	В	1, 148, 483	860, 569	287, 914

下水道事業会計 (単位:千円)

	区分					令和5年度	令和4年度	増減額
資	金	剰	余	額	A	311, 048	270, 371	40, 677
事	業		規	模	В	505, 475	514, 279	△ 8,804

簡易水道事業会計 (単位:千円)

	区 分					令和5年度	令和4年度	増減額
資	金	剰	余	額	A	193, 332		61, 497
事	業		規	模	В	61, 453	45, 594	15, 859

農業集落排水事業会計 (単位:千円)

	区 分					令和5年度	令和4年度	増減額
資	金	剰	余	額	Α	215, 260	184, 697	30, 563
事	業		規	模	В	31, 492	32, 152	△ 660

第5 ま と め

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 6億4,444万円の黒字で、前年度に比べ 8,807万円 (12.0%) の減少となった。

一方、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模は 164億6,765万円で、前年度に 比べ 6,936万円 (0.4%) の増加となっている。

この結果、実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率は算定されていない。参考 としての比率は △3.91%で、前年度に比べ 0.55ポイント上昇している。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ 2億1,674万円 (7.2%) 増加し 32億3,162万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていないため、連結実質赤字比率は算定されていない。参考としての比率は \triangle 19.62%となり、前年度に比べ 1.24ポイント低下している。

これは、一般会計 8,816万円、財光寺南土地区画整理事業特別会計 400万円、国民健康保険事業特別会計 1,687万円等の減少はあるものの、公営住宅事業特別会計 394万円、介護保険事業特別会計 5,144万円、水道事業会計 1億3,804万円、下水道事業会計 4,068万円、簡易水道事業会計 6,150万円、農業集落排水事業会計 3,056万円等の増加によるものである。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等の公債費及び公営事業会計の元利償還などの元利償還金・準元利償還金は 40億4,519万円で、前年度に比べ 2億3,509万円(5.5%)の減少している。

この結果、実質公債費比率は、単年度では 10.55708%で、前年度に比べ 0.78866ポイント低下し、3か年平均では 10.9%で、前年度に比べ 0.1ポイント低下しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担する可能性のある将来負担額は 395億4,523万円で、前年度に 比べ 16億4,115万円 (4.0%) 減少しており、充当可能な財源は 346億4,128万円とな り、前年度に比べ 23億2,255万円 (6.3%) の減少となっている。

この結果、将来負担比率は 34.8%で、前年度に比べ 4.4ポイント上昇しているが、 早期健全化基準を下回った数値となっている。

2 資金不足比率について

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計で 14億191万円となり、前年度に比べ 1億3,804万円の増加となっている。下水道事業会計は 3億1,105万円となり、前年度に比べ 4,068万円、簡易水道事業会計は 1億9,333万円となり、前年度に比べ 6,150万円、農業集落排水事業会計は 2億1,526万円となり、前年度に比べ 3,056万円と、いずれも増加となっている。

この結果、各公営企業会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

以上のとおり、本市における健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の示す 基準を下回っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定 は必要とされていない。

ただし、短期的な見通しでは、総合体育館建設や野球場整備などの建設事業の継続や 老朽化した公共施設の更新において、市債発行も財源として想定しているため、市債残 高の圧縮が鈍化し、実質公債費比率や将来負担比率への影響の可能性も考えられる。

今後とも、社会経済情勢の動向や財政状況を踏まえつつ、計画的かつ健全で持続可能 な財政運営に努められたい。